

## 政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・ 議員との協議等の拡充に関する決議

これまでの執行部が作成する政策・計画・予算・事業等は、執行部の主体的な取組によって成案がつくられた後、県議会の審査と議決を得るという基本的な枠組みのもとに行われてきた。

もとより、地方自治法において、知事と議会の役割分担がなされているところであるが、県政を取り巻く社会経済的な環境が極めて厳しく、また一方で地域主権の確立が求められている今日において、同じく地方自治法の定める二元代表制において、知事と議会は政策等決定過程においても相互に意思疎通を図り、各般の議論を収れんさせることにより、政策や事業の目的がより追求できる成案づくりに両輪となって取り組むことが必要である。

このため、県の政策・計画・予算・事業等の各決定過程において、透明性を高めるとともに、県議会との十分な議論を通じて、より効率的・効果的な成案とし、もって県民の県政への信頼と県民への公共サービスの充実により一層応えるため、次のとおり執行部に対して諸般の手続の遵守を求めるとともに、議会においては十分な審議を行うことを決意するものである。

### 記

第1 県は県政の各分野における政策の方向性を示す計画の策定に当たって、計画のスキームの作成時、素案作成時、最終案策定時等各段階に応じて所管の常任委員会に報告するとともに、所管の常任委員会においては必要に応じて当該案件に関する集中審査を行うものとする。

(2) 上記計画の策定に関して、県が住民等との意見交換会や外部有識者等との懇話会等を開催する場合は、所管の常任委員会の各委員に対し通知するとともに、開催後は議論の概要について情報提供するものとする。

第2 県は個別事業の執行に関する計画の策定に当たって、市長・町長もしくは関係団体の代表者等と行う重要な地元協議や外部有識者等との協議を行う場合は、地元選出の県議及び関係常任委員会の県議にその開催日程等を通知するとともに、協議概要について情報提供するものとする。

(2) 公共事業について、次年度の事業実施予定箇所や事業予定概要等の素案を策定した場合は、直後の関係常任委員会において報告するものとする。

第3 県が箇所付けを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者へ補助金の内示をした場合は、箇所名等について直後の関係常任委員会において報告するものとする。

(2) 議会の議決案件の外に、個別事業の実施に関する1,000万円以上の契約案件については、直後の関係常任委員会において一覧表をもって報告するものとする。

第4 県議会の決議・意見書について、県は直後の定例会において処理方針、概要等を所管の常任委員会に報告するものとする。

(2) 知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち議長宛にも同様の陳情・要望がなされたものについては、議長宛の陳情・要望に対する議会の対応に係る陳情者等への回答に際し参考にするため、執行部における取扱いを次回の定例会開催前迄に、関係常任委員会の委員長に通知するものとする。

第5 各部局の次年度当初予算要求方針等の策定に関して参考とするため、9月定例会の各常任委員会において集中審査を行うものとする。

- (2) 公共事業の次年度新規予定箇所及び次年度予算の重点戦略案並びに各部局の当初予算要求内容について、11月定例会の各常任委員会において集中審査を行うものとする。
- (3) 2月定例会においては、当初予算案の審査に資するため、県は各部局の政策的新規事業に係る予算要求内容についての査定結果を資料として提出するものとする。

第6 外部審議会等の委員については、公職であることに鑑み、県は氏名及び代表的な肩書きを公表するものとする。ただし、公表することにより本人の権利又は利益が不当に侵害されるおそれがあることを具体的に疎明する場合はこの限りではない。

- (2) 外部審議会等の協議結果について、情報公開条例に定める不開示に真に該当する情報を除き、直後の定例会において関係常任委員会に公表の方法を検討のうえ議事録を提出するものとする。
- (3) 関係常任委員会においては、(2)の情報提供に係る内容審査の他、外部審議会等の設置の必要性及び委員選任の在り方等についても審査を行うものとする。

第7 県参与の委嘱に当たって、県は必要な根拠規定を定め当該規定に基づいて合理的に執行するとともに、委嘱後は直後の定例会の関係常任委員会において、氏名、委嘱内容、勤務形態並びに報酬年額を報告するとともに、職員との業務の棲み分けや決裁権限の有無、本人でなければ業務を遂行し得ない理由と設置の必要性等について十分説明するものとする。

- (2) 委嘱することに伴う関係経費については、関係常任委員会の予算審査に際し、特にその旨を明示しなければならない。

第8 県の退職予定者及び退職者の再就職に関し、再任用、非常勤嘱託等県で再び採用する場合を除き、県の出資団体、業務の執行上特に関わりの深い団体、県費で運営費を補助・負担・交付する団体並びに民間企業等の如何を問わず、県は退職予定者等の情報提供にとどめ、再就職に関して求人の有無に関する情報の聴取、仲介、相談等客観的な立場での取組を除き主体的な働きかけは一切行わないものとする。

第9 県の出資団体、業務の執行上特に関わりの深い団体、県費で運営費を補助・負担・交付する団体に県の退職予定者及び退職者が再就職する場合、当該再就職予定者の補職、給与等に関しては透明性・公平性・合理性に留意するよう、県は出資団体等に要請するものとする。

以上、決議する。

平成24年 3月16日

長 崎 県 議 会